

国立大学法人東京農工大学技術経営研究科に勤務する教育職員の就業に関する特例規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学技術経営研究科に勤務する教育職員の就業に関する特例規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>国立大学法人東京農工大学大学院<u>技術経営研究科</u>に勤務する教育職員の就業に関する特例規程</p> <p style="text-align: right;">平成17年3月28日 17経教 規程第17号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人東京農工大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第4条第1項ただし書きの規定に基づき、<u>国立大学法人東京農工大学大学院技術経営研究科（以下「研究科」という。）</u>に勤務する教育職員の就業に関する特例について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(適用範囲等)</p> <p>第2条 この規程は、<u>研究科に勤務する教育職員（農学研究院又は工学研究院に所属し研究科を兼務する教育職員及び技術経営研究科長を除く。以下「教育職員」という。）</u>に対して適用する。</p> <p><u>(定年年齢に達した者の採用)</u></p> <p>第3条 <u>学長が必要と認める場合には、教育研究評議会の議を経て、就業規則第19条第1項ただし書きに定める定年年齢に達した者を教育職員として採用することができる。</u></p> <p><u>2 前項において、就業規則第4条第1項第1号に定める者が定年退職する日の翌日に、当該者を引き続き教育職員として採用しようとする場合においては、就業規則第20条に定める国立大学法人東京農工大学再雇用規程によらず、新たに雇用契約を結ぶものとする。</u></p> <p><u>3 前2項における雇用の期間は、採用日の属する年度の末日までの範囲内で定めるものとし、勤務実績を勘案して雇用契約の更新を可能とする。ただし、満68歳となった者の雇用契約を更新することはできないものとする。</u></p>	<p>国立大学法人東京農工大学大学院<u>工学府産業技術専攻</u>に勤務する教育職員の就業に関する特例規程</p> <p style="text-align: right;">平成17年3月28日 17経教 規程第17号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人東京農工大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第4条第1項ただし書きの規定に基づき、<u>国立大学法人東京農工大学大学院工学府（産業技術専攻に限る。）</u>に勤務する教育職員の就業に関する特例について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(適用範囲等)</p> <p>第2条 この規程は、<u>前条に規定する教育職員（農学研究院又は工学研究院に所属する教育職員を除く。以下「教育職員」という。）</u>に対して適用する。</p> <p>第3条 <u>削除</u></p>	

